

訪問看護（介護予防訪問看護）サービス業務
重要事項説明書及び契約書

株式会社 松

訪問看護ステーションなごみ

訪問看護（介護予防訪問看護）サービス業務 重要事項説明書

訪問看護（介護予防訪問看護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1、訪問看護サービスを提供する事業者について

- 1) 事業者名称 株式会社 松
- 2) 代表者氏名 代表取締役 松村 幸太
- 3) 本社所在地 高松市福岡町4丁目20番8号

2、ご利用者様へのサービス提供を担当する事業所について

- 1) 事業所の名称 訪問看護ステーションなごみ
- 2) 事業所の所在地 高松市福岡町4丁目20番8号
- 3) 居宅サービスの種類 訪問看護 介護予防訪問看護
- 4) 介護保険指定事業者番号 香川県指定 第3760190292
- 5) 連絡先（相談担当者名）087-802-5335 伊藤 水恵
- 6) 事業所の通常の事業実施区域 高松市（牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町、塩江町、島しょ部を除く）とする。上記の地域以外にも、必要に応じ柔軟な対応をする。

3、運営規定の概要

- 1) 事業の目的：専門家である看護師、理学・作業療法士が在宅で支援し続けて行くことで、対象者が在宅で主体性をもって健康の自己管理と生活の質を高めることが出来る事を目的とする。
- 2) 運営の方針：利用者や家族が安心、安定した日常生活が送れるように、地域社会との結びつきを重視し、他の保健医療・福祉サービス機関との連携をはかり運営していく。

3) 職員の配置

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 管理者 | 看護師1名(常勤職員) |
| 看護師等 | 看護師2.5名以上
作業療法士、理学療法士、言語聴覚士を必要数配置 |

4) 営業日および営業時間

- ①月、火、水、木、金 午前9時から午後6時までとする。
祝日、8月13日～8月15日及び、12月30日から1月3日は休業とする。
(ただし、必要に応じて対応とする。)

5) 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②在宅療養を継続するために必要な医師の指示による看護・リハビリテーション
- ③在宅療養生活指導および介護方法の助言
- ④医師、多職種、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所との連携

6) 提供するサービスの料金とその利用料について

サービスの種類	提供時間	単位数 (8:00~18:00)	地域区分 (×10.21)
訪問看護 I 2 (介護予防訪問看護 I 2)	看護師による 30 分未満の訪問	471 単位 (451 単位)	
訪問看護 I 3 (介護予防訪問看護 I 3)	看護師による 30 分以上 1 時間未満の訪問	823 単位 (794 単位)	
訪問看護 I 4 (介護予防訪問看護 I 4)	看護師による 1 時間以上 1 時間半未満の訪問	1128 単位 (1090 単位)	
訪問看護 I 5 (介護予防訪問看護 I 5)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ	(20 分) 294 単位 (284 単位)	
		(40 分) 588 単位 (568 単位)	
訪問看護 I 5・2 超 (介護予防訪問看護 I 5・2 超)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ	(60 分) 795 単位 (426 単位)	

- * 准看護師による訪問看護については 10%減になります。
- * 病状・状況に応じて、支給限度枠内外の加算が追加になります。
- * 理学療法士等によるリハビリテーションは訪問看護の一環として行います。
- * 理学療法士等による訪問の割合が厚生労働省の定める基準を超える場合、減算が適用されます。

<支給限度額枠内の加算>

初回訪問看護加算	訪問看護計画書(初期計画)作成に対する加算で、初回の訪問開始月に加算される(*退院日に訪問した場合)	300 (*350) 単位	地域区分 (×10.21)
退院時共同指導加算	入院・入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算される(1回/月の加算だが、特別な管理を要する者は2回/月加算)	600 単位	
複数名訪問看護加算	ケアプラン上、複数名の訪問が位置づけられ、複数名で訪問看護を行った場合に加算される	(30分未満) 254 単位 (30分以上) 402 単位	
長時間訪問看護加算	ケアプラン上、1時間30分以上の訪問が位置づけられ長時間の訪問看護を行った場合に加算される	300 単位	
夜間・早朝加算、 深夜加算	時間外の訪問が計画されている場合に加算される ・夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00) ・深夜(22:00~6:00)	利用単位×1.25 利用単位×1.5	
看護体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に訪問看護を行った場合に算定される(*2)	(I) 550 単位 (II) 200 単位	

<定期巡回・随時対応型訪問介護サービス> 定期巡回・随時訪問(介護ステーション)の利用料に加え

利用料金 月あたり	要介護 1~4 2961 単位 + 各種加算	地域区分 (×10.21)
	要介護 5~4 3761 単位 + 各種加算	
	※日割りの場合 要介護 1~4 97 単位 要介護 5 124 単位	

<支給限度額枠外の加算>

緊急時訪問加算	「24時間連絡体制」にあり、緊急時の訪問について説明し、同意が得られた場合に加算される	600 単位	地域区分 (×10.21)
特別管理加算	特別な管理を有する利用者に対して計画的な管理を行った場合(月1回)に加算される(*1)	(①) 500 単位 (②) 250 単位	
ターミナルケア加算	死亡日を含む14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に加算される	2,500 単位	
サービス提供体制 強化加算	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合に加算。(1回につき3単位。リハビリは20分につき3単位)	1回につき3単位	
訪問看護処遇改善加算	介護職員等の賃金改善および職場環境の向上を目的として算定される。介護給付費に対して右記の%を乗じて算出される。	総単位数×1.8%	

※1①：在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

※1①：気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

- ②：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ：人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ：真皮を越える褥瘡の状態

※2：次のいずれにも該当すること

- (I) イ 算定日が属する月の前6か月前において緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の50以上
ロ 算定日が属する月の前6か月前において特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の30以上
ハ 算定日が属する月の前12か月に、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上
- (II) イ 算定日が属する月の前6か月前において緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の50以上
ロ 算定日が属する月の前6か月前において特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の30以上
ハ 算定日が属する月の前12か月に、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上

*キャンセル料：無料（できるだけサービス提供日の前日までにご連絡下さい）

*請求・支払方法：利用料は月ごとの合計金額により請求し、一括徴収させていただきます。

*請求書は、利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け致しますので20日までにお支払い下さい。

*お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

*利用料、その他の費用の支払について、支払期日から2月以上遅延しさらに支払の督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

***H27.4より、高松市は、地域区分7級地に該当するため、1単位=10.21円になります。**

・利用費用総額=月の合計単位数×10.21円

・利用者負担額=利用費用総額－保険給付額となります。

※保険給付額=利用費用総額×0.9（小数点以下切り捨て）

※利用負担額は1割（一定以上所得者は2割）。

7) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための措置について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催し看護師等に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を年1回以上実施し、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ④ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、責任者を設置し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに理由を記録します。

8) 衛生管理について

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

事業所は、事業所においては感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上に実施します。

9) 業務継続計画（BCP）策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画（BCP）の変更を行います。また、従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施します。

10) 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。また、事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

*同意書を作成しております。

11) 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡すると共に予め指定する連絡先にも連絡します。

12) 事故発生時の対応（市町村・家族への連絡・損害賠償について）

事故発生時は速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13) 定期巡回・随時対応型介護看護事業所との連携

事業所は、連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携に基づき、以下の事項に協力を行います。

- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供にあたっての連携体制の確保
- ③ 医療・介護連携推進会議への参加
- ④ その他の必要な指導及び助言

14) サービスご利用にあたっての留意事項

(1) 被保険者証等の確認

初回訪問時、毎月1回の及び変更時に被保険者証等の確認又は複写をさせていただきます。

(2) 定められた業務以外の禁止

前記『5) 訪問看護サービスの内容』で示したサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(3) 訪問看護サービスの提供体制について

- ① 事業所の都合、職員の感染その他の事情により、訪問職員を変更することがあります。
- ② 天候、道路状況などやむを得ない事由によって、訪問予定時間を過ぎる場合があります。
- ③ コロナ、インフルエンザなどの感染症に感染した利用者が出た場合、訪問日程、時間、順序について変更することがあります。この場合、事前に変更内容について連絡をします。
- ④ 地震、台風、積雪、感染症のまん延状況その他訪問が難しい事情が発生したときは、訪問日程、時間について調整させていただきます。

(4) 駐車場について

自動車での訪問となりますので、ご自宅付近に駐車スペースの確保をお願いします。駐車禁止区域や近隣の迷惑になる場所をご遠慮願います。

駐車スペースが確保出来ない場合は、近隣の有料パーキング等の利用となり、実費を申し受ける場合があります。

(5) ハラスメント行為に対する対応

労働施策の総合的な推進並びに労働者の安定及び職業生活の充実に関する法律（労働施策総合推進法）の改正に伴い、事業者カスタマー・ハラスメントを含むハラスメントに対する雇用管理上の義務（①対応方針の明確化、②相談・対応体制の整備、③ハラスメント発生後の迅速かつ適切な対応）が課されることになりました。このため、利用者、そのご家族又は同居者（以下「利用者等」といいます。）から職員に対して暴力、暴言、誹謗中傷、セクシャル・ハラスメント、カスタマー・ハラスメントなどの迷惑行為が行われたときは、事業者においてサービスの提供を一時停止し、問題解決及びサービスの提供再開に向けての協議を申し入れます。必要に応じて関係機関と連携して対応します。

(6) 事業者からの契約解除

(5) の協議を経てサービス提供を再開した後に利用者等から迷惑行為が行われたとき、又は(5) の協議を実施しても利用者等から改善の意思が示されないときは、事業者から契約を解除することがあります。

(7) ペットについて

サービス利用時はペットをリードでつなぐ、ケージに入れるなどサービス提供に支障が出ないようご配慮願います。ペットが備品等の破損や職員へ危害を加えた場合は、その損害を賠償していただきます。

(8) サービス提供に関するすべての記録は、サービス提供完結日から 5 年間保存します。

(9) ケアプランデータ連携システムを導入し、主治医や医療機関、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携し、利用者様の状態に応じた適切な訪問看護サービスを提供するための体制を整備します。

13) 苦情・相談窓口

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

【事業者の窓口】 管理者 小野 奈都美
電話 087-802-5335 Fax087-802-5336
【その他】・高松市役所介護保険課 087-839-2326
・国民健康保険団体連合会（香川県国保連） 087-822-7431

重要事項説明の年月日 令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明・交付・同意を行いました。

○事業者

所在地	高松市福岡町 4 丁目 20 番 8 号
法人名	株式会社 松
代表者名	松村 幸太
事業所名	訪問看護ステーションなごみ
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

○利用者

住所	
氏名	印

○代理人

住所	
氏名	印

訪問看護（介護予防訪問看護）サービス契約書

____様（以下「利用者」といいます）と訪問看護ステーションなごみ（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に提供する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスについて、その内容を確認し、次の通り契約を行います。

1. この契約の目的と内容について

専門家である看護師、理学・作業療法士が在宅で支援し続けて行くことで、対象者が在宅で主体性をもって健康の自己管理と生活の質を高めることが出来るよう訪問看護サービスを提供します。利用者は事業者に、提供された訪問看護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」といいます）を支払います。

(1) 事業者が利用者に提供する訪問看護サービスの内容

曜日	訪問時間帯	サービス内容	担当者
月			
火			
水			
木			
金			
土			

1) 利用者が事業者に支払う所定の利用料等について

- ・利用料金は『訪問看護（介護予防訪問看護）サービス業務 重要事項説明書』内の
3、運営規定の概要 6) 提供するサービスの料金とその利用料について参照下さい。

①キャンセル料: : 無料 （できるだけサービス提供日の前日までにご連絡下さい）

②利用料等の計算期間と支払い

利用者は、利用月ごとの上記利用料等の所定の利用料等を、事業者が利用月の翌月 15 日までに利用者に届ける請求書により、下記の方法により翌月 20 日までに支払うものとします。なお、事業者は利用者からの支払を受けたときは、利用者宛の領収書を発行します。

【利用料の支払方法】 訪問看護担当者による集金、銀行の自動引き落としでお願いします。

2. この契約の期間について

この契約の契約期間は令和 年 月 日から始まり、利用者の要介護（支援）認定の有効期間の満了日をもって終了するものとします。ただし、契約終了日の2日前までに利用者が事業者に対して契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、次の利用者の要介護（支援）認定の有効期間満了日までとします。

3. 契約の解約と自動終了について

①契約の解約

1) 利用者から行う解約措置

利用者は、契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者に病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には申し出により解約することが出来ます。

2) 事業者から行う解約措置

利用者、その家族又は同居者（以下「利用者等」といいます。）が、以下の各号に該当する行為を行った場合で、事業者と協議を実施しても問題が是正されない場合（協議に応じない場合を含みます）、事業者において本契約を解約することができます。

① 利用者がこの契約に定める利用料の支払を2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払催告の日から14日以内にその支払がなかった場合。

② 利用者等から、事業者や職員に対して、内容の妥当性を欠く要求又はその手段・態様が社会通念上不相当な言動、迷惑行為又は業務妨害行為がなされた場合。

③ その他、利用者等がこの契約を継続しがたい重大な不信行為を行った場合。

3) 契約の自動終了

- ・利用者が入所・入院した場合
- ・利用者の介護認定区分が自立と判定された場合
- ・利用者が死亡した場合

4. 事業者の責務について

①訪問看護計画の策定とそれに基づくサービスの提供

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って訪問看護サービスを提供します。

②指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の策定とそれに基づくサービスの提供

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合、事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者として「定期巡回・訪問介護看護計画」を作成し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護サービスを提供します。

③サービス提供の記録

- 1) 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、サービス提供の完了日から5年間保存します。
- 2) 利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

③秘密保持及び個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

5. 契約内容の履行と契約外事項の取り扱い

- ①利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
②この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名 株式会社 松
住所 高松市福岡町4丁目20番8号
代表者名 代表取締役 松村 幸太

この契約に定める訪問看護サービスを担当する事業所

事業所名 訪問看護ステーションなごみ (香川県指定第 3760190292)
事業所所在地 高松市福岡町4丁目20番8号
事業所責任者名 代表取締役 松村 幸太

利用者

住所
氏名 印

代理人

住所
氏名 印